

<物 件>

後期高齢者医療保険料決定(変更)通知書・封筒印刷 他1件 仕様書

1	物件名称	後期高齢者医療保険料決定(変更)通知書・封筒印刷 他1件
2	品質・形状・寸法又は型式	別紙のとおり
3	グリーン物品の指定	・決定(変更)通知書 指定なし ・封筒 古紙配合とし、配合率等については契約後協議
4	数量 (単価契約の場合は予定数量)	別紙のとおり
5	納入期限	令和2年(2020年)6月20日
6	納入場所	横須賀市福祉部健康保険課
7	特記事項	①原稿は契約後Excel形式で提供する。 ②本印刷は印字テスト後に行うものとする。 ③校正は3回までを予定している。
8	契約方法	総価契約
9	支払方法	納入後一括支払い
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	連絡先	直通電話046-822-8272(担当者 内藤、塩谷)

指示事項

グリーン物品	上記で指定がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品を選定し、納品すること。 方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照してください。
--------	---

購入物件内訳書

(税抜き)

No.	物件名	品質・形状・寸法 又は型式	グリーン物 品指定の有 無	単位	数 量	単 価(円)	金 額(円)
1	決定(変更)通知書	別紙仕様書のとおり	無	セット	75,000		
2	決定(変更)通知書 (納付書あり)	別紙仕様書のとおり	無	セット	17,000		
3	封筒(区内特別・ 納付書なし)	別紙仕様書のとおり	無	枚	71,000		
4	封筒(区内特別・ 納付書あり)	別紙仕様書のとおり	無	枚	10,000		
5	封筒(料金後納・ 納付書なし)	別紙仕様書のとおり	無	枚	6,000		
6	封筒(料金後納・ 納付書あり)	別紙仕様書のとおり	無	枚	5,000		
7	納付書	別紙仕様書のとおり	無	枚	8,000		
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

※単価、金額欄は、契約者が記入する。

後期高齢者医療保険料決定(変更)通知書・封筒印刷 他1件 特記仕様書

1、2 通知書

①通知書の詳細な仕様等

- ・ サイズ 一枚毎のサイズは縦4インチ、横8.5インチ
- ・ 用紙等 OCR用紙 紙厚70kg 表3色裏1色刷り 連続用紙 アイボリー等白色系
- ・ 加工等 納付書に2ヶ所パンチ加工、1ヶ所コーナーカットと2本縦のミシン目

②通知書の枚数(通知書のパターンは、「⑤通知書の用紙枚数及び配置パターン」を参照)

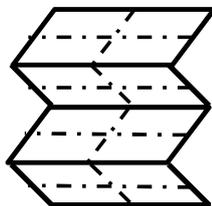
通知書のみ	75,000 セット
通知書+納付書	17,000 セット

③原稿の受け渡し及び読み取りテスト等

- ・ 納付書を除いた部分の原稿は、契約後にExcel形式の最新のデータを、市が納入業者に渡すものとする。公印の印影は別途渡すので、それを使用すること。
- ・ 納付書部分の原稿は、平成31年度に使用したものをベースとして、市が変更を加えた見本を渡すので、納入業者は市が渡した見本を参考に、OCR読み取りテスト用の納付書を令和2年5月18日から令和2年5月22日までに20部作成するものとする。
- ・ OCR読み取りテストは、納入業者が作成及び提出した納付書を用いて、市が行うものとする。なお、OCR読み取りテストはいずれかの納付書で実施するものとし、その結果については、その他全ての納付書に汎用性を持つものと判断する。
- ・ 通知書の本印刷は、OCR読み取りテストの結果を、福祉部健康保険課の担当が承認した後にないと行うことができない。

④校正及び納品方法等

- ・ 本印刷を行う前に校正を行うこと。なお、校正は最大3回を予定している。
- ・ 納品時は通知書(通知書のみと通知書+納付書の両方とも)を縦(4インチ)*2枚ごとに折った状態で納品すること。



- ・ 納品は、通知書をビニールで梱包し、ダンボール箱に詰めて行うこと。
ダンボール一箱辺りの数量は 通知書のみ: 1,500セット
通知書+納付書: 300セット とする。
- ・ 運搬時には散逸等の事故が発生しないよう、施錠可能な貨物室を備えた輸送車を使用すること。

⑤通知書の用紙枚数及び配置パターン

決定(変更)通知書：通知書のみ

表

①	③
⑤	⑦

裏

④	②
⑧	⑥

決定(変更)通知書：通知書+納付書

表

①	③
⑤	⑦
ここより納付書	納付書1
納付書2	納付書3
納付書4	納付書5
納付書6	納付書7
納付書8	納付書9
口座振替をご利用ください	届け出をしましょう

裏

④	②
⑧	⑥
納付書裏	(ここは白紙です)
納付書裏	納付書裏
納めるところ	保険証について

----- はミシン目

===== はミシン目と、納品時の折り位置

- ・ 両端(耳を落とすため)と、中心(縦に2分切断するため)に目印を印刷すること

3～6 封筒

①封筒の詳細な仕様等

- ・ サイズ サイズは縦11.2cm × 横22.9cm
- ・ 用紙等 古紙が配合されていること。

納付書なし用は1色刷り(青系統) 要裏地紋
納付書あり用は2色刷り(青系統、一部赤) 要裏地紋

用紙は55kg相当のプラ窓用原紙、ワックス封筒。
通知書＋納付書を封入した状態での郵送に耐えられるもの。
- ・ 加工等 封筒にプラ窓をつけること。
サイズは、縦5.5cm × 横9.7cm
位置は封筒の上辺より1.9cm、下辺より3.8cm、左辺より1.8cmで、且つ右辺より11.4cmの位置とする。また、カスタマーバーコードの読み込みに支障がない状態のプラ窓とすること。

長いほうの辺から封入できるようにし、アラビアのりを付け、その部分を折った状態でダンボール箱に1,000通ずつ詰めて納品を行うこと。

「区内特別」または「料金後納」のマーク、市役所の連絡先、封入物名等を市が指定する位置に印刷すること。

封筒の形状は、内カマス貼とする。

②封筒の枚数

- | | |
|---------------|----------|
| ・ 区内特別(納付書なし) | 71,000 枚 |
| ・ 区内特別(納付書あり) | 10,000 枚 |
| ・ 料金後納(納付書なし) | 6,000 枚 |
| ・ 料金後納(納付書あり) | 5,000 枚 |

③原稿の受け渡し等

- ・ 原稿は、契約後にExcel形式の最新のデータを、市が納入業者に渡すものとする。

④校正及び納品方法等

- ・ 本印刷を行う前に校正を行うこと。なお、校正は最大3回を予定している。
- ・ フラップを折った状態でダンボール箱に1,000通ずつ詰めて納品を行うこと。

7 納付書

①納付書の詳細な仕様等

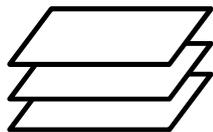
- ・ サイズ 一枚毎のサイズは縦4インチ、横8.5インチ
- ・ 用紙等 OCR用紙 紙厚70kg 表3色裏1色刷り アイボリー等白色系 ※連続帳票ではない
- ・ 加工等 2ヶ所パンチ加工、1ヶ所コーナーカットと2本縦のミシン目
※「2 通知書」の納付書部分を、一枚ごとに切り離したもの

②原稿の受け渡し及び読み取りテスト等

- ・ 原稿は、平成31年度に使用した「2 通知書」の納付書をベースとして、市が変更を加えた見本を渡すので、納入業者は市が渡した見本を参考に、OCR読み取りテスト用の納付書を令和2年5月18日から令和2年5月22日までに20部作成するものとする。
- ・ OCR読み取りテストは、納入業者が作成及び提出した納付書を用いて、市が行うものとする。なお、OCR読み取りテストはいずれかの納付書で実施するものとし、その結果については、その他全ての納付書に汎用性を持つものと判断する。
- ・ 通知書の本印刷は、OCR読み取りテストの結果を、福祉部健康保険課の担当が承認した後でないと行うことができない。

③校正及び納品方法等

- ・ 本印刷を行う前に校正を行うこと。なお、校正は最大3回を予定している。
- ・ 納品時は納付書を一枚ずつにした状態で納品すること。

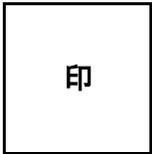


- ・ 納品は、納付書をビニールで梱包し、ダンボール箱に詰めて行うこと。ダンボール一箱辺りの数量は 3,000枚とする。
- ・ 運搬時には散逸等の事故が発生しないよう、施錠可能な貨物室を備えた輸送車を使用すること。

後期高齢者医療保険料額

--

(送付先)



年度分の後期高齢者医療保険料額が
次のとおり決定(変更)しましたので通知します。

年間保険料額

年度分の後期高齢者医療保険料額	
変更前	決定または変更後
円	円

被保険者氏名	
被保険者番号	
決定(変更)年月日	
決定(変更)理由	

参考

◎後期高齢者医療保険料について

後期高齢者医療保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律第104条及び以下に掲げる神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(以下、「広域連合条例」という。)の規定によって、決定年月日現在の後期高齢者医療の被保険者に賦課されます。

◎保険料の算定方法について(広域連合条例第3条～第13条、附則)

後期高齢者医療保険料額＝均等割額＋所得割額

均等割額・・・被保険者全員が均等に負担します。

所得割額・・・被保険者の前年中の所得に応じてかかります。

前年中の総所得金額等から33万円(基礎控除)を控除した額に所得割率を乗じて算出します。

※年間保険料額は64万円が限度額となります。10円未満の金額は切り捨てになります。年度の途中で被保険者資格の取得及び喪失があるときは月割にて算定します。保険料計算の明細については3ページをご参照ください。

◎所得の低い方に対する軽減について(広域連合条例第12条、附則)

次に該当する世帯の被保険者は、上記「保険料の算定方法」の均等割額が次のとおり軽減されます。
※総所得金額等の合計には、世帯主及び同一世帯の他の被保険者の所得や専従者控除額を含みます。

①7.75割軽減・・・総所得金額等が33万円以下

②7割軽減・・・7.75割軽減される世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下でその他各種所得がない場合

③5割軽減・・・総所得金額等が33万円＋(28.5万円×被保険者数)以下

(元年度は総所得金額等が33万円＋(28万円×被保険者数)以下

(30年度は総所得金額等が33万円＋(27.5万円×被保険者数)以下

④2割軽減・・・総所得金額等が33万円＋(52万円×被保険者数)以下

(元年度は総所得金額等が33万円＋(51万円×被保険者数)以下

(30年度は総所得金額等が33万円＋(50万円×被保険者数)以下

◎被用者保険の被扶養者に対する軽減について(広域連合条例第13条、附則)

後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険の被扶養者であった方は、所得割額の負担はなく、加入後2年間を経過する月までの期間(加入した月から24か月までの期間)に限り、均等割額が5割軽減されます。

◎審査請求及び取消訴訟について

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと提起できませんが、審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。訴える場合の被告は、神奈川県後期高齢者医療広域連合です。処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月を経過したとき、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起をすることができません。ただし、正当な理由があるときは、この限りではありません。

◎お問い合わせ先

神奈川県後期高齢者医療広域連合

〒221-0052

神奈川県横浜市神奈川区栄町8番地1 ヨコハマポートサイドビル9階

電話:0570-001120(ナビダイヤル)または045-440-6700

参考

決定変更通知書(P3)

年度 保険料算定の基礎

※賦課のもととなる所得金額は前年中の総所得金額等から33万円(基礎控除)を控除した額です。

	①※賦課のもととなる所得金額	②所得割率	③所得割金額 (①×②) (12か月分)	④均等割額 (12か月分)	⑤算出額 (③+④)	⑥限度超過額
変更前	円	%	円	円	円	円
決定又は変更後	円	%	円	円	円	円
	⑦所得割軽減額 (12か月分)	均等割 軽減割合	⑧均等割軽減額 (12か月分)	⑨年保険料額 (⑤-⑥-⑦-⑧)	月数	⑩月割減額 保険料額 (⑨+⑬-⑩-⑭)
変更前	円		円	円	ヵ月	円
決定又は変更後	円		円	円	ヵ月	円

被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料算定の基礎(軽減適用期間のみ)

	⑪均等割額 (12か月分)	均等割 軽減割合	⑫均等割軽減額 (12か月分)	⑬年保険料額 (⑩-⑫)	月数	⑭月割減額
変更前	円		円	円	ヵ月	円
決定又は変更後	円		円	円	ヵ月	円

被保険者番号

参考

**◎特別徴収(年金からの天引き)とは
(高齢者の医療の確保に関する法律(以下高確法)第107条)**

特別徴収対象年金が年額で18万円以上支給されている人で、介護保険料を特別徴収により納めており、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合算額が特別徴収対象年金の1/2を超えない人は年金から保険料が天引きになります。したがって、保険料があらかじめ差し引かれた年金が支給されますが、これを特別徴収といいます。

◎普通徴収とは(高確法第107条、横須賀市後期高齢者医療に関する条例第4条)

特別徴収に該当しない人は普通徴収となります。7月から3月の年9回、納付書により金融機関等にて納めていただきます。(口座振替がご利用できます。)

◎仮徴収額について(準用介護保険法第140条)

保険料算定の基礎となる前年の所得が確定し、それが算定に反映されるまでの期間の保険料は仮徴収額と呼ばれます。4・6・8月は仮徴収(年金天引き)期間となり、同じ年の2月の保険料をそのまま引き継ぎます。なお、仮徴収の通知は行いません。実際に徴収される金額については7ページをご覧ください。
また、10・12・2月は年間保険料から仮徴収額を引いた残りを3で割った額を徴収します。

◎特別徴収の方で、年度の途中で保険料が変更になった場合

年度の途中で保険料が増額になった場合は、特別徴収に加え、増えた分の保険料を納付書または口座振替で納付していただきます。
年度の途中で保険料が減額になった場合は、特別徴収を中止し、納付書または口座振替で納付していただきます。
保険料が変更になった理由については7ページの異動事由をご覧ください。

◎お問い合わせ先

横須賀市福祉部健康保険課後期高齢者医療係
〒238-8550
神奈川県横須賀市小川町11番地
電話046-822-8272(直通)

参考

年度 後期高齢者医療保険料納入通知書

(送付先)



年度分の後期高齢者医療保険料額を以下の内容により徴収しますので通知します。
 (月ごとの金額については本通知書7ページの保険料の納付額をご覧ください。)

保険料額	変更前	決定又は変更後
	円	円

被保険者氏名			
被保険者番号			
納付方法			

特別徴収対象被保険者

住 所			
氏 名			性別
年金種別(徴収対象年金)	生年月日		
徴収義務者	徴収対象年金額	円	

参考

◎年間保険料額と納期について

【普通徴収】 毎年7月に、その年の4月から3月までの1年間の保険料を決定します。
 保険料は、7月から翌年3月までの9回払いで納付していただきます。

年間保険料額が108,000円の場合の月割・納付保険料

(例)	月割	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	保険料	9,000円	108,000円											

(例)	納期	通常、4月・5月・6月は 納付がありません			7月 (第1期)	8月 (第2期)	9月 (第3期)	10月 (第4期)	11月 (第5期)	12月 (第6期)	1月 (第7期)	2月 (第8期)	3月 (第9期)	合計
	保険料				12,000円	12,000円	12,000円	12,000円	12,000円	12,000円	12,000円	12,000円	12,000円	108,000円

【特別徴収】 年金から天引きになります。7月に年間保険料が決定するまでの4月、6月、8月は仮に算定された保険料の額が天引きされます。
 10月、12月、2月は決定された保険料をもとに算定した額が天引きされます。

年間保険料額が108,000円の場合の月割・納付保険料(前年度2月の徴収金額が16,000円の場合)

		仮徴収						本徴収						
(例)	月割	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	保険料	16,000円		16,000円		16,000円		20,000円		20,000円		20,000円		108,000円

なお、前年度以前にさかのぼった加入や前年度以前の所得更正などにより、前年度以前の保険料が新たに発生した場合は、その保険料は1回払いで納付していただきます。(これを随時期分といいます。)

参考

異動事由

振替口座	金融機関名	本・支店名	口座種別

年度 保険料の納付額と納期限 ※特別徴収の人は納期限にかかわらずその月に支払われる年金から天引きされます。(単位:円)

期別		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
変更前	普通徴収														
	特別徴収														
決定又は変更後	普通徴収														
	特別徴収														
納付済額	普通徴収														
	特別徴収														
変更後納付額	普通徴収														
	特別徴収														
納期限															

納期限後に納付される場合、納期限の翌日から納付する日までの期間について、地方自治法第231条の3第2項の規定により横須賀市後期高齢者医療に関する条例第5条で定められた計算方法で算出した延滞金を保険料に加えて納付していただきます。

年度 仮徴収額		
4月	6月	8月

被保険者番号	
--------	--

参考

10
20
30
40
50
60
70
80
90
100
110
120
130
140
150
160

◎審査請求及び取消訴訟について

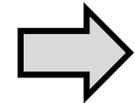
この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県後期高齢者医療審査会(神奈川県庁内)に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと提起できませんが、審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。

訴える場合の被告は、横須賀市(代表者は、横須賀市長)です。処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月を経過したとき、処分又は裁決の日の翌日から1年を経過したときは、提起をすることができません。ただし、正当な理由があるときは、この限りではありません。

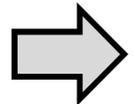
◎お問い合わせ先

制度に関すること
 被保険者の資格に関すること
 保険料の決定と賦課に関すること
 医療費の給付に関すること
 この通知の1～3ページに関すること



神奈川県後期高齢者医療広域連合
 〒221-0052
 神奈川県横浜市神奈川区栄町8番地1
 ヨコハマポートサイドビル9階
 電話:0570-001120(ナビダイヤル)
 または045-440-6700
<http://www.union.kanagawa.lg.jp/>

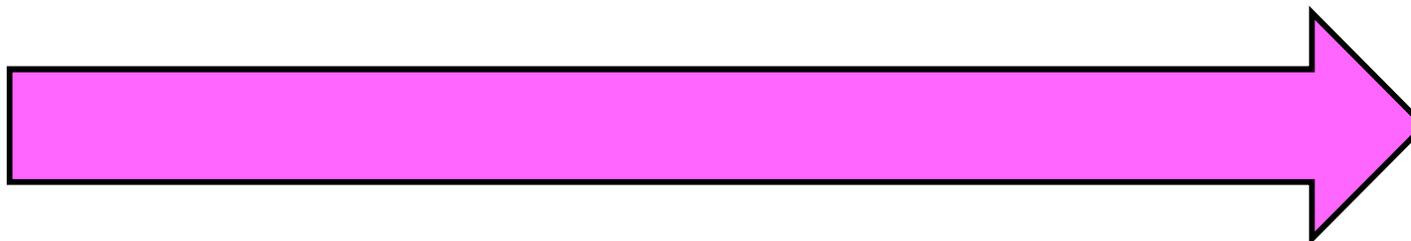
加入や脱退の届出に関すること
 被保険者証の引き渡しに関すること
 保険料の納期に関すること
 特別徴収(年金天引)に関すること
 督促状に関すること
 医療費給付の申請に関すること
 保険料の納付に関すること(納付相談)
 この通知の4ページ以降に関すること



横須賀市福祉部健康保険課後期高齢者医療係
 〒238-8550
 神奈川県横須賀市小川町11番地
 電話046-822-8272(直通)
<http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/>

参考

この先が納付書のページになります。



当該月の納付書で納付してください。

納付場所は32ページを参照してください。

口座振替はあらかじめ手続きが必要になります。手続き方法は29ページを参照してください。

参考

納めるところ

銀行(本・支店)

横浜銀行、スルガ銀行、りそな銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、神奈川銀行、三井住友信託銀行

信用金庫・労働金庫(本・支店)

湘南信用金庫、かながわ信用金庫、中央労働金庫

信用組合・協同組合(本・支店)

横浜幸銀信用組合、ハナ信用組合、よこすか葉山農業協同組合

ゆうちょ銀行(郵便局)

神奈川県・東京都・千葉県・埼玉県・茨城県・栃木県・群馬県・山梨県内のゆうちょ銀行(郵便局)

※納期限を過ぎると横須賀市外のゆうちょ銀行(郵便局)では納付できない場合があります。

横須賀市役所

本庁会計課、行政センター又は役所屋(市民サービスセンター)

(令和2年4月1日現在)

※合併等に変更となる場合があります。

参考

後期高齢者医療保険料の納付は便利な口座振替をご利用ください

口座振替は次のどちらかの方法でお申込みください

1 申込書でのお手続き

○申込み窓口

・金融機関(横須賀市指定のところ、32ページ参照)

(市外の本・支店には申込用紙がありませんので、健康保険課後期高齢者医療係までご連絡ください。)

・市役所(健康保険課等) ・行政センター ・役所屋(市民サービスセンター)

○手続きに必要なもの

①預貯金通帳

②通帳に使用している印鑑

③後期高齢者医療被保険者証

2 キャッシュカードでのお手続き(印鑑不要・ペイジーによるお申込み)

※32ページの金融機関が対象。ただし、三井住友信託銀行、横浜幸銀信用組合、ハナ信用組合は対象外です。

○申込み窓口は、市役所(健康保険課等)・行政センターのみです。

※窓口に来た方名義の口座からの振替に限ります。代理のお申込みはできません。

○手続きに必要なもの

①キャッシュカード(一部対象外のカードあり) ②本人確認資料(運転免許証など) ③後期高齢者医療被保険者

※特別徴収(年金天引)から口座振替に納付方法を変更することもできます。ご希望の場合は、健康保険課後期高齢者医療係までお問い合わせください。

参考

保険証について

後期高齢者医療制度の被保険者になると、1人に1枚保険証が交付されます。保険証は、病気やケガなどでお医者さんにかかる時に必要です。お取り扱いには、次の項目についてご注意ください。

注意事項	内容
記載内容の確認	交付された保険証の記載内容を確認してください。勝手に内容を書き変えたものは使用できません。
手元に保管	受診後に病院に預けたりしないようにしましょう。
貸し借りの禁止	保険証の貸し借りを行うと法律により罰せられます。
脱退するときは返却	県外に転出したときや、後期高齢者医療の被保険者でなくなったときは、必ず返却しましょう。
有効期限に注意	有効期限を過ぎると使用できなくなります。
受診の際には持参	お医者さんにかかるときには必ず提示しましょう。

もし保険証をなくしたり、よごれて使えなくなったら市役所、行政センターで再交付の申請をしてください。

参考

次の場合には必ず届け出をしましょう

後期高齢者医療に加入するとき

	手続きに必要なもの
県外から転入してきたとき	後期高齢者医療負担区分等証明書
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
65歳～74歳の人で一定の障害があるとき(※加入を希望しない場合は届出の必要はありません)	身体障害者手帳など

・年齢到達時(75歳になったとき)の加入手続きは不要です。

後期高齢者医療保険をやめるとき

	手続きに必要なもの
県外に転出するとき	保険証
生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護開始決定通知書
死亡した時	保険証
障害認定を受けている人で障害認定の撤回の申請をするとき	保険証

詳しくは
健康保険課後期高齢者医療係
電話046-822-8272

参考

納めるところ

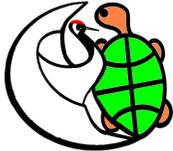
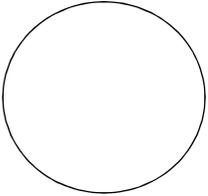
銀行（本・支店）	横浜銀行 スルガ銀行 りそな銀行 三菱UFJ銀行 三井住友銀行 みずほ銀行 神奈川銀行 三井住友信託銀行
信用金庫・労働金庫(本・支店)	湘南信用金庫 かながわ信用金庫 中央労働金庫
信用組合・協同組合(本・支店)	横浜幸銀信用組合 ハナ信用組合 よこすか葉山農業協同組合
ゆうちょ銀行（郵便局）	神奈川県・東京都・千葉県・埼玉県・茨城県・栃木県・群馬県・山梨県内の ゆうちょ銀行(郵便局) ※納期限を過ぎると横須賀市外のゆうちょ銀行(郵便局)では納付できない場合があります。
横 須 賀 市 役 所	本庁会計課 行政センター 平日(土曜日・年末年始を除く) 午前8:30～午後5:00
	役所屋(市民サービスセンター) 年中無休(年末年始を除く) 午前10:00～午後7:30 機器点検等のため、臨時休業することがあります。

(令和2年4月1日現在)※合併等で変更となる場合があります。

参考

後期高齢者医療保険料額
決定(変更)通知書

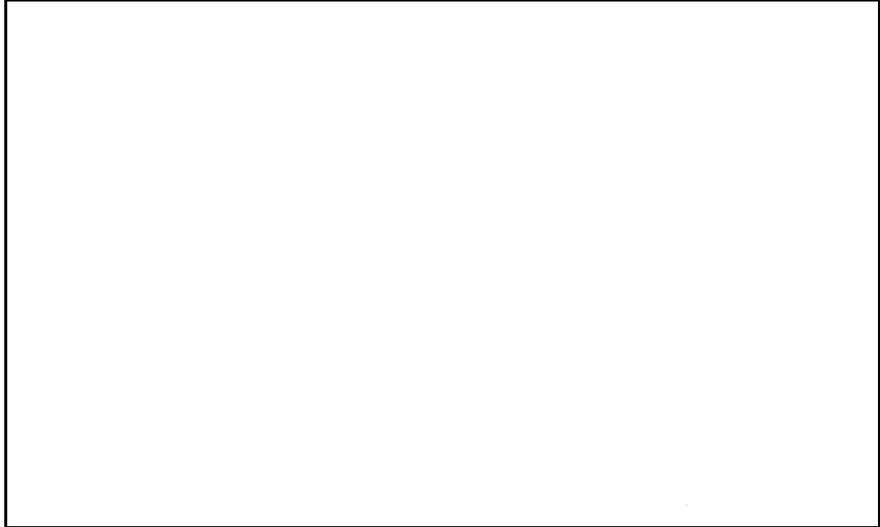
後期高齢者医療保険料納入通知書
兼特別徴収開始通知書



横須賀市ロゴマーク
「つるかめ」

〒238-8550 横須賀市小川町11番地
横須賀市福祉部健康保険課
(市役所本館1階紫色の23番窓口)
後期高齢者医療係
046-822-8272

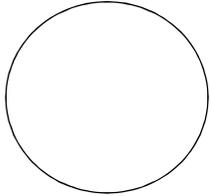
封筒(納付書なし)



納付書が入っています

至急 開封してください

納付はお早めに



後期高齢者医療保険料額
決定(変更)通知書

後期高齢者医療保険料納入通知書
兼特別徴収開始通知書



横須賀市ロゴマーク
「つるかめ」

〒238-8550 横須賀市小川町11番地
横須賀市福祉部健康保険課
(市役所本館1階紫色の23番窓口)
後期高齢者医療係
046-822-8272

封筒(納付書あり)
※「納付書が入っています」の文章、枠は赤
で印刷

医療費等還付金詐欺にご注意を！！

- ・市役所では、携帯電話を使用してATMの操作方法を指示することは、絶対にありません。
- ・不審な電話と感じたら、即、110番！！ 横須賀市 地域安全課

後期高齢者医療保険料の支払方法について

- * 年金天引にならず、納付書でお支払いいただく場合があります。
- * 口座振替による保険料支払いをご希望の場合は手続きが必要です。
 - ①国民健康保険に加入されていた方で口座振替を利用されていた場合でも、あらためて口座振替手続きをお願いします。
 - ②年金天引の中止を希望される場合は、納付方法申出書の提出をお願いします。

納めるところ

銀行(本・支店)

横浜銀行、スルガ銀行、りそな銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、神奈川銀行、三井住友信託銀行

信用金庫・労働金庫(本・支店)

湘南信用金庫、かながわ信用金庫、中央労働金庫

信用組合・協同組合(本・支店)

横浜幸銀信用組合、ハナ信用組合、よこすか葉山農業協同組合

ゆうちょ銀行(郵便局)

神奈川県・東京都・千葉県・埼玉県・茨城県・栃木県・群馬県・山梨県内のゆうちょ銀行(郵便局)

※納期限を過ぎると横須賀市外のゆうちょ銀行(郵便局)では納付できない場合があります。

横須賀市役所

本庁会計課、行政センター又は役所屋(市民サービスセンター)

(令和2年4月1日現在)

※合併等に変更となる場合があります。

参考